〇松伏町自動体外式除細動器(AED)貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)の貸出しについて、 必要な事項を定め、町民が参加する各種行事等に貸出し、配置することにより、心停止 者への迅速な救命活動に備える事を目的とする。

(AEDの管理)

第2条 この要綱により貸出しを行うAEDは、総務課において管理する。

(貸出対象)

- 第3条 AEDは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。
- (1) 町が主催、共催、後援又は協賛する行事
- (2) 町内の団体が主催する営利を目的としない行事
- (3) その他町長が必要と認めた場合

(貸出要件)

- 第4条 AEDの貸出しの条件は、次のとおりとする。
- (1) AEDの貸出しにあたっては、医療従事者、普通救命講習修了者又は消防署等によるAEDの使用に必要な講習等を修了した者を行事等の期間を通じて会場に配置すること。
- (2) 各種イベント等の参加者が、概ね10人以上であること。
- (3) 営利目的に使用しないこと。
- (4) 各種イベント等開催時には、主催者等によって、会場にAEDが備えられている ことをPRされることが望ましい。
- (5) AEDの貸出しの台数は、原則として1台とする。

(貸出申請)

第5条 AEDの貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として貸出しを受けようとする日の2か月前から3日前の日までに、自動体外式除細動器(AED)貸出申請書(様式第1号)に資格が確認できる書類等の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(貸出決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸出の承認 又は不承認を決定し、自動体外式除細動器(AED)貸出承認・不承認通知書(様式第2号) により申請者に通知する。

(貸出期間)

第7条 AEDの貸出期間は、貸出日から7日以内とする。ただし、町長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。

(経費負担)

- 第8条 AEDの貸出しは、無償とする。
- 2 貸出期間中におけるAEDの運搬、維持管理、修理及び返納等に要する経費は、申請 者等の負担とする。
- 3 パッド等の消耗品を使用した場合は、申請者等の負担により交換するものとする。(貸出中の管理)
- 第9条 申請者は、自動体外式除細動器(AED)貸出承認・不承認通知書(様式第2号)の 留意事項を遵守し、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

(返還)

- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても申請者 からAEDを返還させることができる。
- (1) 第3条に規定する貸出対象でなくなった場合
- (2) 第4条及び第9条の規定に違反した場合
- (3) 不正又は虚偽の申請により貸出の承認を受けた場合
- (4) その他町長が貸出を不適当と認めた場合

(使用報告)

第11条 申請者は、AEDを使用した場合には、AEDを返却する際に自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第3号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

(事故報告)

第12条 申請者は、AEDを紛失し、又は破損等させた場合には、自動体外式除細動器(AED)紛失・破損等報告書(様式第4号)に必要事項を記入し、町長に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第13条 町長は、申請者が故意又は過失によりAEDを紛失し、又は毀損した場合は、 現品又は町長が相当と認める損害額をもって賠償させることができる。この場合におい て、当該事故の原因が火災又は盗難によるものであるときは、町長は申請者に対し、そ の事実を証する関係官公署の発行する証明書を提出させることができる。
- 2 申請者が無断で他に譲渡し、又は担保に供する行為等を行った場合も同様とする。
- 3 貸出しを受けた団体の構成員、第4条の規定に基づき配置された者又はAEDを使用 した者の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財 産を滅失、破損若しくは汚損させたときは、申請者がその損害を賠償するものとする。

附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。